解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年五月十四日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年九月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年九月七日

新潟県上越市頸城区下吉一三八二番地一四

特定非営利活動法人健康サポートはぁと

&ハート　清算人　鈴木　尚子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年七月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年八月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年九月七日

和歌山県海南市日方字新浜一二七一番地七

五　特定非営利活動法人福祉総合研究所

清算人　前田効多郎

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十一年三月二十三日茨城県知事の認可により解散したので、当組合に対し債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年八月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。土地区画整理法第五十一条において準用する民法第七十九条第一項の規定により公告します。

平成二十一年九月七日

茨城県日立市助川町一丁目一番一号日立市役所内　日立市折笠土地区画整理組合

清算人代表　國井　誠

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年七月三十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年九月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年九月七日

東京都千代田区西神田二丁目五番九号

特定非営利活動法人経営再生センター

清算人　小澁　高清

解散公告（第三回）

当法人は、寄附行為に定めた存続期間の満了により、平成二十一年八月三十一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年九月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年九月七日

東京都千代田区九段北一丁目一二番六号

財団法人道路経済研究所

代表清算人　杉山　雅洋

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年七月十九日開催の社員総会の決議により平成二十一年八月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年九月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年九月七日

福岡市中央区赤坂二丁目一番八―一〇二号

特定非営利活動法人福岡たすけあいの会

代表清算人　牛島　丸實

第二十九期決算公告

平成二十一年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

資産の部　（単位千円）

流動資産	一三八、三三六
固定資産	一三、二〇六
合計	一五一、五四二

負債及び純資産の部　（単位千円）

流動負債	七三、六三〇
固定負債	三、〇八四
株主資本	七四、八二八
資本金	三六、〇〇〇
法定準備金	三、四七二
剰余金	三五、三五六
（うち当期利益）	△六、九八九
合計	一五一、五四二

平成二十一年九月七日

福井市日之出三丁目九番三号

京福商事株式会社

代表取締役　西出　憲榮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道室蘭市御崎町二丁目二二番地、最後の住所北海道室蘭市東町四丁目二五番一八号　被相続人　亡　管野　洋一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月七日

北海道室蘭市母恋南町二丁目五二番地の一

相続財産管理人　鈴木　雄二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区簞笥町一八番地、最後の住所埼玉県草加市苗塚町三六三番地一藤和草加ハイタウン三〇八　被相続人　亡　五十嵐君夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月七日

埼玉県越谷市越ヶ谷一―一三―一二

相続財産管理人　弁護士　宮下　智之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県北九州市八幡東区大字大蔵八〇〇番地、最後の住所千葉県君津市中富九五一番地三　被相続人　亡　宮村　正臣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月七日

事務所千葉県木更津市新田二丁目六番一号

かずさ総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙橋　信正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県上越市三和区越柳八四九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　渡邉　榮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月七日

新潟県上越市三和区越柳八四九番地

相続財産管理人　渡邉　栄一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県大飯郡おおい町広岡第六号五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　福田　かね

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月七日

福井県小浜市大手町七番三六号

相続財産管理人　米村　眞生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県一宮市丹陽町九日市場字向川田一三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　河合　孝典

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月七日

名古屋市中区大須四丁目一三番四六号ウィストリアビル四階

相続財産管理人　弁護士　野田　幸宏

資格喪失及び信認金の返還のお知らせ

平成二十一年九月七日午前零時をもって、本取引所の取引参加者ドレスナー・クラインオート（ジャパン）リミテッドは、保有する為替証拠金取引資格及び為替証拠金清算資格を喪失しました。同時に、コメルツバンク・アクツィエンゲゼルシャフト（コメルツ銀行）は、ドレスナー・クラインオート（ジャパン）リミテッドが保有する為替証拠金取引資格及び為替証拠金清算資格を名義書換により取得いたしました。

信認金は、平成二十二年三月八日以降、コメルツバンク・アクツィエンゲゼルシャフト（コメルツ銀行）に返還いたします。

平成二十一年九月七日

株式会社東京金融取引所